

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 4 月 18 日付け開発第 12 号－1 で行った行政情報部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市情報公開条例（平成 12 年四日市市条例第 63 号。以下「条例」という。）に基づいて令和 6 年 4 月 5 日付けで行った行政情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和 6 年 4 月 18 日付けで行った行政情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、本件決定を取り消し、行政情報の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書で主張した内容は、次のとおりである。

「行政手続法にもとづく「不利益処分」となる文書を作成しながら、その法的根拠等を明示する事無く、行為の施行者等（原文ママ）に著しい損害を与えた事は、地方公務員の職権濫用に当り、当該職員及び四日市市長は損害賠償の責を負うものであり、公文書作成行使の違法性は明らかである。」

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

（１）本審査請求の「審査請求の趣旨及び理由」が不明確であったため、電話にて審査請求人に確認をしたところ、以下の回答があった。

- ・ 補正通知の基準が不明確である。
- ・ 開発許可の決裁権者が部長であるならば、完了補正通知の決裁権者も部長であるべきである。
- ・ 完了補正通知は、行政による業者への不利益処分である。

許可処分のあり方と情報公開請求を混同されていると思われる意見があり、

内容が不明確であったため、改めて対面で内容を確認することを約束した。

(2) 後日、改めて審査請求人に「審査請求の内容」を確認したところ、以下の回答であった。

①完了検査写真（補正対象書類）が本件開示請求の対象にならなかったことが不服である。

②全ての不開示部分を開示すべきである。

(3) 開発行為に対する完了検査写真（補正対象書類）は、本件開示請求の時点では開発行為事業者から提出されておらず、本件開示請求の対象ではない。

(4) 非開示とした部分は、①技術者の氏名、住所、年齢、本籍、生年月日及び技術検定合格証明書の番号、②書類作成者の担当者氏名、③作業員の顔写真、④工事施工者（法人）の納税額であり、これらは条例第7条第2項第2号の個人情報及び同項第3号の法人情報に該当する。

(5) 審査請求人は、本件決定後、改めて行政情報開示請求を行い、完了検査写真（補正対象書類）を閲覧等している。

5 本件開示請求に関する時系列

当審査会で、本件開示請求及び本件開示請求の対象となった開発行為（以下「本件開発行為」という。）の時系列を以下のとおり整理した。

- ①令和5年12月15日 本件開発行為の完了届が開発行為事業者から提出される
- ②令和5年12月27日 実施機関が本件開発行為の現場を確認する
- ③令和6年1月9日 実施機関より補正通知書を開発行為事業者に交付する
- ④令和6年4月5日 審査請求人が本件開示請求を行う
- ⑤令和6年4月5日 実施機関が開発行為事業者に開発行為の設計変更の許可を行う
- ⑥令和6年4月8日 開発行為事業者からの完了届（完了検査写真を含む）の提出を受け、工事の検査済証の決裁を起案
- ⑦令和6年4月9日 工事の検査済証の決裁が終了し、検査済証を発行する。
- ⑧令和6年4月18日 実施機関が本件開示決定を行う
- ⑨令和6年4月24日 本件審査請求が行われる

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 論点の整理

本件審査請求の理由が不明であり、当審査会としては審査請求人の口頭意見陳述の機会に審査請求の理由を確認しようとしたが、審査請求人は口頭意見陳述の機会に無断で欠席したため、当審査会では、審査請求人から直接審査請求の理由を確認することはできなかった。

そのため、実施機関が審査請求人から聞き取った内容を前提として本件審査請求の論点を①開示対象とされた行政情報が開示請求時に存在したか、②非開示部分を開示すべきか、の2点に絞り、審査請求人の求める部分開示決定の取り消しが妥当かを、審議、検討した。

(3) 本件審査請求の対象文書について

本件審査請求で不存在とされた行政情報につき、実施機関は「完了検査写真(補正対象書類)」と文書の特定をしたが、実施機関の説明によると、工事の施工完了届に添付される写真のことであるとのことであるため、当審査会では、本件審査請求で不存在とされた対象文書を「完了届の添付写真」として整理をする。

(4) 開示対象とされた行政情報について

当審査会で実施機関から資料の提出等を求め、確認をしたところ、本件開発行為と本件開示請求の時系列は前記5のとおりであった。

開発行為の事業者は、実施機関の補正通知に対し、補正通知の内容に従って補修工事を行い、また、開発行為の許可の変更の申請を行った。その後、実施機関は、令和6年4月5日、許可の変更決定(前記時系列⑤)(本件開示請求日と同日)を行った。そして、開発事業者は許可の変更決定を前提とする完了届を提出し、令和6年4月8日、実施機関は検査済証の決裁を起案した(前記時系列⑥)。

このような経緯を踏まえると、令和6年4月5日、審査請求人が本件開示請求

をした時点では、未だ開発許可の変更決定がなされた段階であり、当審査会が開発許可変更決定の書面を確認したところ、開発行為の事業者がその書面を受領したのが、令和6年4月8日であった。その後、開発事業者が開発許可変更決定を前提とした完了届を実施機関に提出し、令和6年4月8日に実施機関が完了届の提出を受け、検査済証の決裁を起案したことからすれば、審査請求人の開示請求の時点（前記時系列④）で完了届の添付写真の提出がされていなかったとする実施機関の説明は不合理なものではない。

また、情報公開制度において開示対象となる文書の有無は開示請求の時点で判断することになるため、開示請求の時点で存在していない文書等は開示対象とならない。そのため、本件開示請求時点、すなわち令和6年4月5日時点で完了届の添付写真が実施機関に存在していなければ、開示対象文書とはならない。

よって、実施機関が完了届の添付写真を開示対象ではないとした判断は不当なものとはいえない。

（３）非開示部分の条例該当性について

実施機関が本件決定において非開示とした部分につき、当審査会は条例上の「不開示情報」（条例第7条第2項）に該当するかを検討したところ、非開示部分はそれぞれ個人に関する情報又は法人に関する情報で公にすることにより、当該法人の正当な利益を害すると認められるものに該当すると判断した。

よって、実施機関が本件決定において非開示とした部分は条例に反するものではない。

以上のことから、「１ 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年7月18日	・ 諮問書受理
令和8年4月8日	・ 審議（令和8年度第1回審査会合議体）
令和8年5月12日	・ 審議（令和8年度第2回審査会合議体）
令和8年6月16日	・ 審議（令和8年度第3回審査会合議体）
令和8年7月29日	・ 審議（令和8年度第4回審査会合議体）
令和8年8月19日	・ 審議（令和8年度第5回審査会合議体）
令和8年8月28日	・ 答申

経緯（参考）

令和6年4月5日 行政情報開示請求

令和6年4月18日 行政情報部分開示決定

令和6年4月24日 審査請求

令和6年6月11日 弁明書